

意見書

甲第36号証

那覇地方裁判所御中

2022年10月26日

当時市職員（役職・担当）・市民検討会議委員・審議会委員・市議会議員

氏名

○ ○ ○ ○

私は、石垣市自治基本条例（2009（平成21）年12月18日可決、2010（平成22）年4月1日施行）に関わった者です。

当初、自治基本条例における住民投票条項は、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる」という既存の地方自治法74条1項に規定されている住民からの条例制定改廃請求を確認するというものでした。それに対して、市民レベルで検討していく市民検討会議が、2008（平成20）年7月11日の市民検討会議論点整理にあるように、「法定事項の50分の1以上の連署では請求にするに留まることから、50分の1以上よりハードルを高くし、直接住民の意思を問うため、〇分の1以上の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため、住民投票を実施しなければならないとした方がよい」という意見を出しました。

これを受け、市事務局では、石垣市自治基本条例の住民投票条項（制定当時27条1項）を「4分の1以上」とし、「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」と同条4項を新たに設け、審議会や市議会でも異論や反論は出されずに可決成立したという条例の制定過程があります。

その目的は、「市長に対する4分の1以上の請求があった場合には、これを請求するだけに留まらせないよう、第4項で市長に住民投票実施義務を課した」ものです。これは、文字通り、議会の意見に関わらず、市長は、第1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならないという市長の義務を創設したものに間違いありません。

.....  
.....  
.....  
.....